

議案第58号

鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成6年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年鯖江市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条および第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

(鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年鯖江市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「150,000円」を「152,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例および鯖江市の議会の議員および長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。